

- ・店頭外国為替証拠金取引(ディールFX)約款
- ・店頭外国為替証拠金取引(ディールFX)
オンライン取引約款



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

店頭外国為替証拠金取引（ディール FX）約款

お客様は、店頭外国為替証拠金取引（ディール FX）取引説明書およびガイドブック等を熟読した上、それに基づいて当社から説明を受けた、外国為替取引の特徴、仕組み及びリスク等取引に関する内容を十分把握し、お客様御自身の判断と責任において外国為替取引を行うこととします。つきましては、当社と外国為替取引を行うに際し、外国為替および外國貿易法（以下「外為法」という）その他の関係法令および外国為替銀行間取引で通常行わ
れている商慣行等に基づき、次の各条に掲げる事項を承諾していただくこととします。

（定義）

第1条

本約款において、以下の用語はそれぞれ各号に定める意味を有するものとします。

- ①「**外国為替取引**」とは、外国通貨間もしくは外国通貨と本邦通貨間の売買契約に伴い、当該通貨の売買代金を授受する取引をいいます。外国為替取引には、以下に述べる通り「現物取引」と「差金決済取引」があります。
- ②「**差金決済取引**」とは、外国通貨を売買する際、取引証拠金を預託して、転売または買戻しをすることによって、現物の受渡しを伴わず損益金の差額を決済する取引をいいます。
- ③「**未実現評価損益**」とは、外国為替相場の変動によってお客様の所有する未決済ポジションの約定価格と当社が定める評価レートとの差額から算出される評価差損益金をいいます。
- ④「**純資産**」とは、現金残高に未実現損益とスワップ金利を加算した取引口座における純資産額をいいます。
- ⑤「**スワップ金利**」とは、外国為替取引において当社所定の計算により発生する2国間の金利差調整額をいいます。
- ⑥「**受渡日（バリューデート）**」とは、外国為替取引のルール上、通常お取引された日の2営業日後をいいます。

（リスクと自己責任の確認）

第2条

お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握したうえで、本約款に記載されている事項を承認し、自己の判断と責任において、外国為替取引を行うこととします。

- ①お客様が当社と行う外国為替取引においては、対象通貨に係る外国為替相場の変動、外国為替相場変動率の変化、対象通貨および円の金利水準の変化のリスクを負っていること。
- ②お客様が当社と行う外国為替取引においては、当社の信用低下によるリスクを負っていること。

（外国為替取引口座による処理）

第3条

お客様が今後当社と行う外国為替取引において、差金決済取引の場合の証拠金、転売または買戻しを行った場合の差損益金、その他授受する金銭は、すべてこの外国為替取引口座で処理することとします。

（注文の際の指示）

第4条

お客様が当社と行う外国為替取引の取引形態、取引通貨の種類、その他の注文の内容、および注文の執行方法については、当社の規定する範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行うこととします。

(証拠金の取扱い)

第5条

お客様が当社と行う外国為替取引の差金決済取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。

- ①新たな売買を成立させようとするときは、当社の定める必要証拠金額以上の額を、預り証拠金として、新たな売買を行うときまでに、当社の定める方法により、当社に預託すること。
- ②お客様の取引口座の純資産が、当社の定める所定の水準を下回った場合には、当社によりお客様の全ポジションが決済されること。
- ③外国為替取引に係る預り証拠金としてお客様が預託している現金の引出しについては、本約款に従って当社の定めるところによること。
- ④当社は、異常な相場変動発生などの理由により証拠金率を変更することができることとし、証拠金率を変更したときは、未決済ポジションの取引に係る証拠金に対しても変更後の証拠金率を適用できること。
- ⑤前各号に定めるほか、お客様が当社と行う外国為替取引に係る証拠金の取扱いについては、当社の定めるところによること。

(ポジションのロールオーバー)

第6条

お客様がポジションを決済せず翌営業日に持ち越した場合は、次の受渡日に繰り延べ（ロールオーバー）が行われます。

(計算上の利益の引出し等の制限)

第7条

お客様は、外国為替相場の変動により計算上の益金が生じた場合、その額を新たな取引を行う為の証拠金として預託すべき額へ充当することとします。また、純資産が必要証拠金額を上回っている場合、その余剰資金のうち、現金残高額を上限として現金の返還を請求できることとします。

(受渡等の時限)

第8条

差金決済取引の転売または買戻しによる差損益金の受渡し、スワップ金利の受渡し処理については、次の各号に定めるところにより行うこととします。

- ①差金決済取引における差損益金の授受は当該通貨の転売または買戻しに係る取引日に行うこと。
- ②スワップ金利の授受は次の受渡日に繰り延べられるごとに行うこと。
- ③取引に係る金銭の授受は、当社指定の通貨によること。

(決済条件の変更)

第9条

天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様と行う外国為替取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

(諸通知)

第10条

お客様は、当社より次の通知を受けることとします。

- ①お客様の外国為替取引に係る証拠金率の変更の通知。
- ②お客様の外国為替取引に係る重要な取引内容の変更の通知。

2 当社はお客様の外国為替取引に係るポジション残高、預り証拠金の残高等をお客様の届け出た住所または事務所の所在地あてに毎月1回以上報告することとします。

(期限の利益の喪失)

第11条

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくとも当社に対する外国為替取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ①支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③お客様の当社に対する外国為替取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ④お客様の当社に対する外国為替取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- ⑤外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- ⑥住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は当社の請求によって当社に対する外国為替取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- ①お客様が当社に対する外国為替取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- ②お客様の当社に対する債務（ただし、外国為替取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
- ③お客様が当社との本約款またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
- ④前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(支払不能または不能となるおそれがある場合の措置)

第12条

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社が任意に、お客様が当社の外国為替取引口座を通じて行っているすべての外国為替取引につき、それを決済するために必要な転売または買戻しを、お客様の計算において行うこととします。

2 お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、外国為替取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社が任意に、当該遅滞に係る外国為替取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様の計算において行うこととします。

3 お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が当社の外国為替取引口座を通じて行っているすべての外国為替取引を決済するために必要な転売または買戻し等を、当社に委託して行うこととします（ただし、前項の規定により当社が転売または買戻し等を行う場合を除く。）。

4 前項の日時までに、お客様が権利行使、転売または買戻しの委託を行わないときは、当社が任意に、お客様の計算においてそれを決済するために必要な転売または買戻し等を行うこととします。

5 前各項の転売または買戻し等を行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこととします。

(差引計算)

第13条

期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する外国為替取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、お客様の当社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信買相場を適用することとします。ただし、計算実行時に、当該相場がない場合には、それぞれその直後の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場または対顧客直物電信買相場を適用することとします。

(担保物の処分)

第14条

お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる担保はすべて、本約款に基づくお客様の当社に対する債務のほか、本約款に基づく債務の履行を完了した時点におけるお客様の当社に対し負担する一切の債務を共通に担保することとします。

2 お客様が当社と行う外国為替取引に関し、当社に対し負担する債務を所定の期日までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、担保として差し入れている有価証券等を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されることとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済することとします。

(占有物の処分)

第15条

お客様が当社と行う外国為替取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社の占有しているお客様の有価証券等は当社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることとします。

(充当の指定)

第16条

債務の弁済または第13条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当できることとします。

(遅延損害金の支払)

第17条

お客様が当社と行う外国為替取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日(当該日を含む)から履行の日(当該日を含む)まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うこととします。

(債権譲渡等の禁止)

第 18 条

お客様が当社に対して有する外国為替取引に係る債権は、当社の同意なしにはこれを他に譲渡または質入れしないこととします。

(報告)

第 19 条

お客様について第 11 条第 1 項および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をすることとします。

(届出事項の変更届出)

第 20 条

お客様が当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすることとします。

(報告書等の作成および提出)

第 21 条

お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合にはお客様に係る外国為替取引の内容その他を日本国の政府機関等あてに報告することに異議を申し立てないこととします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力することとします。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されることとします。

(解約)

第 22 条

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 11 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款に基づく契約は解約されることとします。ただし、解約時においてお客様が当社と行う外国為替取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款に基づく契約は効力を有するものとします。

- ①お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。
- ②お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。
- ③第 27 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
- ④前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。

2 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理については、お客様の指示に従うこととします。

3 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はその都度お客様が当社に支払うこととします。

(免責事項)

第 23 条

次の各号に掲げる損害については、当社は免責されることとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、通貨オプション取引の権利行使（割当を含む）、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- ②外国為替市場の閉鎖もしくは規則の変更等の理由により、お客様の外国為替取引に係る注文に当社が応じ得ないことによって生じる損失。
- ③電信または郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ④所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害。

(通知の効力)

第 24 条

お客様の届け出た住所または事務所の所在地にあて、当社によりなされた外国為替取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(適用される法律)

第 25 条

本約款は、日本国の法律の適用を受け、解釈されるものとします。

(合意管轄)

第 26 条

お客様と当社との間の外国為替取引に関する訴訟については、当社本店または当社支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できることとします。

(約款条項の変更)

第 27 条

本約款の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとすることとします。

以上 100212

店頭外国為替証拠金取引（ディールFX）オンライン取引約款

（趣旨）

第1条

本約款は、ひまわり証券株式会社（以下当社という）の外国為替取引のオンライン取引システム（以下、本システムという）の利用に関し、お客様と当社との取り決めについて規定します。

（本システムの内容）

第2条

お客様は、本システムを利用して、当社の外国為替取引等における売買注文ならびに取引内容の照会を行うことができます。

2 お客様は、本システムを利用するにあたり、為替情報等を取得することができます。

（本システムの利用）

第3条

お客様は、次の各号に定める要件すべてに該当する場合に、本システムを利用することができます。

- ①お客様が、当社に取引口座を開設していること。
- ②お客様が、取引口座に預り証拠金を預託していること。
- ③お客様が、Eメールアドレスを当社に届け出ていること。
- ④お客様が、報告書の電子交付を受けられること。

（ユーザーIDとパスワード）

第4条

当社は、お客様の本システム利用申し込みに対し、手続が完了した時点で、ユーザーIDとパスワードを発行します。

2 お客様は、当社が発行する前項のユーザーIDとパスワードに一致するユーザーIDとパスワードを使用する場合のみ、本システムを利用することができます。

3 当社が発行する第1項のユーザーIDとパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人に貸与または譲渡することはできないものとします。

4 前項の定めに反して、お客様がユーザーIDとパスワードを他人に貸与または譲渡した場合、もしくは、通信の傍受、盗聴、窃盗、詐欺等によりユーザーIDとパスワードが漏洩した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

（利用料金）

第5条

本システムの利用料金は、当社が定めるものとします。

（本システムによるサービスの範囲）

第6条

利用時間、利用できる取引の種類、数量、取得できる情報の種類その他本システムによるサービスの範囲は、当社が定めるものとします。

(注文の受付)

第7条

お客様が本システムを利用して行った売買注文の受付は、お客様が入力した注文について当社が照合し、当該照会に対するお客様の確認の入力を当社が受信した時点で確定するものとします。

2 お客様の売買注文が、前項の定めに反する場合には、当社は注文の受付を行わないものとします。

(注文の取り消しおよび変更)

第8条

お客様が本システムを利用して行った売買注文の取り消し及び変更は、成立前に限り、お客様が本システムを利用することにより行うことができるものとします。ただしクイック注文または携帯電話によるオンライン取引の成行注文においては、注文受付後の取り消し及び変更が出来ないものとします。

(執行)

第9条

当社が、本システムにより受け付けた売買注文は、注文内容を確認後、相当の時間内に執行するものとします。

2 当社は、本システムにより受け付けた売買注文が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その執行をしないことができるものとします。

- ①売買注文の受付後に、当該注文が第6条の定めに反することとなった場合。
- ②相場の状況等により、当社が適当な価格を提示できない場合。
- ③その他、取引の健全性等に照らし、当社が不適当と判断した場合。

3 当社は、次の各号に該当する場合、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

- ①前項の事由により、当社が売買注文の執行を行わなかった場合。
- ②売買注文の受付後、その内容を確認し、相当の時間内に執行したにもかかわらず、当該時間内における相場変動等により、お客様に損害が生じた場合。

(注文の照会)

第10条

お客様が本システムを利用して行った売買注文の内容ならびに成立不成立の確認は、本システムにより照会を行うものとします。

(情報利用の制限)

第11条

お客様は、本システムにより取得する情報またはこれを複製したもの（以下、情報という）を、自らの取引のみに使用するものとし、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①情報を第三者に提供すること。
- ②情報を営業目的で使用すること。
- ③情報を第三者に提供する目的で、加工、再利用、または再配信すること。
- ④情報を他の者と共同して利用すること。

(機器の障害)

第12条

お客様の使用にかかる端末機器に障害が発生した場合には、お客様の責任において復旧に努めていただくものとします。

2 前項の場合、当社は障害発生中は電話等により、できる限りお客様からの要求に応えるよう努めるものとします。

(バグレート)

第13条

本システムの配信レートは、インターバンク参加金融機関、もしくはそれに準じるソフトウェア開発運営業者(ASP)から当社が独自に契約して導入する実勢レートをベースに一定のルールを基に作成され配信されていますが、そのレートの品質においては完全ではなく、不適切(異常)なレート(以下「バグレート」という。)が含まれる場合があります。当社は、原則としてバグレートが配信され、そのバグレートによりお客様の注文が約定された場合は、その約定を取消すものとします。

2 当社がバグレートであろう疑念を抱いた場合は、速やかにレート配信元である金融機関に確認し、もしくは状況に応じて他の金融機関が配信するレート等を総合的に勘案し、バグレートであることの判断をします。バグレートによる約定であると判断した場合は、速やかにお客様へ連絡するものとします。

3 バグレートにより約定が取消された場合は、その取消し処理に起因する損害については当社の責任において処理を行うものとします。なおバグレートにより発生した約定の取消しや訂正及び損害や利益の調整等について、お客様は当社の処理方法を受入れるものとします。

(レートフィードの停止)

第14条

当社は、お客様の注文約定の根拠となる提示価格(以下「レートフィード」という。)に関して、その安定性と品質の向上に努めていますが、それにも拘わらずレートフィードが停止することがあります。

2 レートフィードが停止したことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(サービス内容の変更)

第15条

当社は、本システムによるサービスの内容を、お客様に通知することなく変更することができます。

(本システム利用の停止)

第16条

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様による本システムの利用を停止するものとします。

- ①お客様が、当社所定の様式により、本システムの利用中止を申出た場合。
- ②お客様の取引口座の現金残高が当社の定める金額を下回った場合。
- ③当社の市場リスク管理上許容できない現象が発生した場合。
- ④当社が、本システムを廃止した場合。

(本システム利用の禁止)

第 17 条

当社は、お客様が本システムを利用することが不適当と判断した場合には、本システムの利用をお断りすることがあります。

(免責事項)

第 18 条

当社は、次の各号に定める場合に、一切の責任を負わないものとします。

- ①機器、回線、ソフトウェア等の障害、瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本システムの提供の停止を余儀なくされた場合。
- ②前号の事由により、伝達の遅延または誤謬が生じた場合。

(入力内容の錯誤)

第 19 条

お客様が本システムを利用して行った入力の内容がお客様の真意に基づいたものでない場合、当社が入力内容に従って行った取引について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(届出事項の変更)

第 20 条

お客様は、あらかじめ当社に届け出ている事項に変更があった場合には、遅滞なく当社所定の様式により、変更の内容を届け出るものとします。

2 前項の届出を当社が受領する前に行った行為は、変更前の内容にて効力を発揮するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(約款の改定)

第 21 条

本約款は、必要が生じた場合には、予告なく改定されることがあります。

2 本約款が改定された場合、当社は遅滞なくその内容を通知するものとします。

3 前項の通知が到達した後の行為は、約款の改定を承認して行われたものとみなします。

(解釈の疑義等)

第 22 条

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、約諾書等、他の契約書または関係法令に従う他、双方誠意を持って協議し、解決を図るものとします。

以上 100212



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

お問い合わせ・お申込みは

0120-86-9686

E-mail: dealfx@sec.himawari-group.co.jp